

平成30年度労災保険率等が4月1日より改定されます！

労災保険料率は、過去3年の災害率等を考慮して業種別に設定することとされ、3年ごとに改定を行っています。

- ☆ 労災保険率は、全54業種のうち、今回、引き上げ：3業種、据え置き：31業種、引き下げ：20業種となります。
- ☆ 第一種特別加入保険料率は、労災保険率と同じとなります。
- ☆ 第二種特別加入保険料率は、全18業種のうち、今回、据え置き：9業種、引き下げ：9業種となります。
- ☆ 第三種特別加入保険料率は、今回、据え置きとなります。
- ☆ 労務費率は、労災保険料の改定に併せ3年に一度改定しています。
全9業種のうち、今回、据え置き：4業種、引き下げ：5業種となります。

※平成30年度雇用保険率は変わりません。

平成30年度から労働保険年度更新外部巡回受付会場が廃止されます。

これまで、実施しておりました労働保険年度更新外部巡回受付は、業務効率化、集中化等の理由から平成30年度より廃止といたします。（地理的困難地域を除く）
なお、労働基準監督署内に受付会場を設置し、申告書の受付を実施いたします。

労働保険の成立、申請は電子申請の活用をお願いします！

現在、政府において、行政手続簡素化3原則に則り、事業主の行政手続コストの20%削減に取り組むよう求められており、厚生労働省では電子申請の活用を推進しております。
是非、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先にご相談ください。

【お問い合わせ先】

千葉労働局総務部労働保険徴収課

電話:043-221-4317 FAX:043-221-4406 URL:<http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>